



合併協定書

平成17年3月15日

 大 台 町

 宮 川 村

- 1 合併の方式
合併の方式は、多気郡大台町及び同郡宮川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。
- 3 新町の名称
新町の名称は、「^{おおだいちょう}大台町」とする。
- 4 新町の事務所の位置
新町の事務所の位置は、現大台町役場庁舎とする。現宮川村役場庁舎については、総合支所とする。
- 5 財産及び債務の取り扱い
両町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取り扱い
 - (1) 新町の議会の議員の定数は、16 人とする。
 - (2) 市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例は、これを適用しない。
 - (3) 新町において最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項の規定に基づき、現在の大台町の区域と宮川村の区域をもって、2 つの選挙区を設ける。
 - (4) 各選挙区において選挙すべき議員の数は、大台町の区域 10 人、宮川村の区域 6 人とする。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い
 - (1) 新町に 1 つの農業委員会を置き、両町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 18 年 9 月 30 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 - (2) 在任特例適用後の新町の選挙による委員の定数は、20 人とする。

8 地方税の取り扱い

- (1) 両町村間で差異のない事項については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 両町村間で差異のある事項については、それぞれ次のとおり取り扱い新町に引き継ぐ。
 - ① 個人町村民税
納期及び均等割の税率の軽減については、大台町の例により新町に引き継ぐ。
 - ② 固定資産税
納期については、大台町の例により新町に引き継ぐ、一括納付については、合併までに調整する。
 - ③ 軽自動車税
ア 納期については、合併までに調整する。
イ 標識については、宮川村の例により新町に引き継ぎ、番号については、合併までに調整する。
ウ 減免については、宮川村の例による。
 - ④ 入湯税
課税免除については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。

9 一般職の職員の身分の取り扱い

両町村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定に基づき、全て新町の職員として引き継ぐ。

- (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の適性化の観点から、合併時に統一を図る。
- (3) 職員の給料、諸手当については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

10 特別職の職員の身分の取り扱い

特別職の職員（消防団員を除く）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところにより調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。
- (2) 町長、助役、収入役、教育長及び議会の議員等の報酬については、現行の額を基に調整する。
- (3) 各種行政委員会の委員数、任期については、法令の定めるところによる。報酬については、現行の額を基に調整する。
- (4) その他の特別職の職員（附属機関を除く）で、新町において引き続き設置する必要があるものについては、現行の委員数、任期、報酬額を基に調整する。

11 条例、規則等の取り扱い

条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一し、合併協議会において協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統合、改廃を行い、次の区分により新たに整備する。

- (1) 合併時に町長職務執行者の専決処分又は職権により即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 新町において、一定の地域に限り暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 新町において、逐次制定し、施行させるもの

12 事務組織及び機構の取り扱い

事務組織及び機構については、住民福祉の増進を図るよう配慮し、効率的、効果的に整備を行う。また、現宮川村役場庁舎を総合支所として有効活用することにより、地域の特性を生かした整備を図る。

13 一部事務組合等の取り扱い

一部事務組合、広域連合等については、関係市町村、関係組合等との協議、調整に努める。

14 使用料及び手数料等の取り扱い

使用料及び手数料等については、基本的に統一する。

ただし、施設使用料等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

15 公共的団体等の取り扱い

公共的団体等については、新町における速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努める。

16 附属機関等の取り扱い

附属機関等については、原則として合併時に統合する。

17 補助金、交付金等の取り扱い

(1) 両町村で同一又は同種のものについては、統一を図るよう調整する。

(2) 両町村でそれぞれ独自のものについては、事業内容を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。

18 字の区域及び名称の取り扱い

(1) 字の区域については、従前のとおりとする。

(2) 字の名称については、現行の大字名から全て「大字」の表記を削除する。

19 慣行の取り扱い

- (1) 町章については、合併時に制定する。
- (2) 憲章、キャッチフレーズ、花、木、鳥、町民歌及び友好都市等については、新町において検討し、必要なものは新たに制定する。

20 消防団の取り扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合する。
- (2) 消防団員の定数については、合併前の町村の合計数 405 とする。
- (3) 組織及び階級等については、次のとおりとする。ただし、新町において分団及び班の編成を見直す。
 - ① 消防団に統括団長を置く。
 - ② 合併前の各団を方面隊として置く。
 - ③ 方面隊に隊長及び副隊長を置く。
 - ④ 方面隊に分団及び班を置く。
- (4) 消防団員の任免及び服務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、団員の改任時期については、4月1日とする。
- (5) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時に統一する。
- (6) 福祉共済掛金負担制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において速やかに統一する。

21 各種事務事業の取り扱い

21-1 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙については、合併時に統一を図る。
- (2) 原則として広報誌の発行は月1回、発行日は毎月上旬とする。

21-2 ケーブルシステム事業

両町村のケーブルシステムは、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後1年を目処に、本局、支局体制で一斉放送できるよう調整する。

21-3 コミュニティ施策

両町村における自治会、区長会等の組織及び住民活動等の施策については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において速やかに調整する。

21-4 電算システム事業

- (1) 電算システム事業については、行政サービスの低下を招かないよう合併までにシステムの統合を図る。
- (2) 個別業務については、それぞれ担当部署において調整を図る。

21-5 窓口業務

窓口業務については、現行のとおり新町に引き継ぎ、サービスの低下を招かないよう調整する。

21-6 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (2) 災害対策本部については、新町において速やかに次により編成する。
 - ① 本庁に災害対策本部を設置する。
 - ② 総合支所に宮川地域災害対策本部を置き、領内地区及び大杉谷地区にそれぞれ現地対策班を設置する。
- (3) 三重県防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 町村防災行政無線及び同報無線については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において充実させる方向で調整する。
- (5) 自主防災組織及び婦人消防隊については、現行のとおり新町に引き継ぐ。それぞれの自主防災組織活動助成金については、大台町の例を基に調整する。
- (6) 消火栓ホース等整備については、宮川村の例を基に調整する。

21-7 交通関係事業

村営バスについては、宮川村の例により新町に引き継ぎ、一層の充実を図る。

21-8 人権施策

人権施策、人権啓発及び人権教育については、新町において調整する。

21-9 ごみ収集運搬業務事業

- (1) 再生資源集団回収事業については、助成単価を合併までに調整する。
- (2) 粗大ごみ集積場及び同処理業務については、合併までに調整する。
- (3) 生ごみ処理機等購入費補助金については、大台町の例により新町に引き継ぐ。
- (4) ごみ収集処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 飼い犬猫の火葬については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。

21-10 環境対策事業

畜犬登録、狂犬病予防注射及び犬・猫不妊手術費助成については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-11 介護保険事業

- (1) 介護保険料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度より統一する。
- (2) 介護保険ミドルステイ事業については、宮川村の例を基に合併までに調整する。
- (3) 住宅改修費の支給に係る受領委任払いについては、大台町の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 要介護認定判定事務については、関係市町村と協議、調整に努める。

21-12 国民健康保険事業

- (1) 保険税率については、不均一課税を実施し、平成22年度に統一するよう段階的な調整を行う。ただし、平成17年度については、各町村の税率を採用する。また、調整段階も含め、2割・5割・7割軽減実施のため、応能、応益割合を50:50(±5以内)とする。
- (2) 算定時期、賦課方法及び限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-13 保健衛生事業

- (1) 検(健)診等事業実施については、医師会等と調整を図り、地域の実情を考慮しながら公平なサービスに努める。
- (2) 個人負担金については、国の負担金交付基準単価や委託料を基準として新町において調整する。

21-14 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢社会に相応しい福祉事業のあり方について、現行のサービスを踏まえ調整を図る。

21-15 児童福祉事業

児童福祉事業については、少子化社会に相応しい福祉事業のあり方について、現行のサービスを踏まえ調整を図る。

21-16 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、障害者が尊厳ある生活を送ることが可能となることを目指し、現行サービスを踏まえ調整を図る。

21-17 保育事業

- (1) 保育料については、大台町の例により新町に引き継ぐ。ただし、合併の日から平成18年6月分までの保育料については、現行の保育料を適用し、平成18年7月分から平成19年6月分までの保育料については、激変緩和措置を講ずる。
- (2) 保育については、原則として現行のとおり新町に引き継ぎ、地域や施設の状況を考慮し、新町において調整する。

21-18 その他福祉事業

- (1) 災害見舞金支給制度については、大台町の例を基に合併までに調整する。
- (2) 平成16年9月29日からの台風21号に伴う大雨による被災者に対する支援事業については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。
- (3) 母子寡婦福祉事業については、大台町の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 福祉援護金支給事業（ねたきり）については、大台町の例により新町に引き継ぐ。
- (5) 心身障害者医療制度、一人親家庭等医療制度、乳幼児医療制度及び老人医療制度については、原則として県の助成制度に準拠する。

21-19 病院・診療所事業

病院、診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-20 農林水産業関係事業

- (1) 農林業振興事業については、原則として地元分担金を徴収する。
- (2) 地元負担金の負担割合については、原則として負担率の低い方に一元化を図る。

21-21 商工・観光関係事業

- (1) 商工会については、統合に向けて調整に努める。
- (2) 商工会補助金については、新町において調整する。
- (3) 観光協会については、統合に向けて調整に努める。
- (4) 観光協会補助金については、新町において調整する。

21-22 建設関係事業

建設関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-23 上・下水道事業

◆ 水道

- (1) 給水区域、計画給水人口、給水計画については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 給水装置の新規加入申込については、現行のとおり新町に引き継ぎ、加入申込金については統一する。
- (3) 開栓手数料については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 水道料金体系については、大台町の例により新町に引き継ぐ。ただし、平成 17 年度については現行のとおりとし、平成 18 年度から平成 20 年度まで段階的に調整し、平成 21 年度に統一する。

◆ 合併処理浄化槽

- (5) 合併処理浄化槽設置整備事業(大台町実施)及び浄化槽市町村整備促進事業(宮川村実施)については、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 合併処理浄化槽の使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

◆ 下水道

- (7) 下水道使用料・下水道区域合併浄化槽使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (8) 合併浄化槽設置補助金交付制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、下水道事業完了後廃止する。

21-24 町(村)立学校の通学区域

学校区については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-25 学校教育事業

- (1) 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、大台町における中学校給食については、新町において検討する。
- (2) 給食費については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) スクールバス運行については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、通学以外の運用については、地域の実情を考慮し新町において調整する。
- (4) 生徒海外派遣及び受け入れ事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

21-26 社会教育事業

- (1) 新成人の集いについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。
- (2) 図書館(室)管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 大杉谷自然学校については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 町青少年健全育成推進協議会及び村青少年育成村民の会については、新町において統一の方向で調整する。
- (5) 大台町体育協会及び宮川スポーツクラブについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

21-27 文化振興事業

- (1) 町民文化祭、みやがわ文化の祭典については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。
- (2) 文化協会については、宮川村の例により新町に引き継ぐ。

21-28 その他事業

- (1) 法定外公共物の用途廃止に伴う売払いについては、合併までに調整する。
- (2) 指定金融機関等については、合併までに調整する。

22 新町建設計画

新町建設計画については、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

大台町及び宮川村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく大台町・宮川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名し、調印する。

平成 17 年 3 月 15 日

大 台 町 長

古 家 五



宮 川 村 長

尾 上 武 義



立 会 人

合併協議会委員

中公浩之

合併協議会委員

中西康雄

合併協議会委員

稲葉信秀

合併協議会委員

上田國彦

合併協議会委員

北村良平

合併協議会委員

山本若生

合併協議会委員

稲葉 秀

合併協議会委員

中村光秋

合併協議会委員

西孝夫

合併協議会委員

栗谷征幸

合併協議会委員

高田澄男

合併協議会委員

細渕淳輔

合併協議会委員

澤正昭

合併協議会委員

前田 充

合併協議会委員

西 静子

合併協議会委員

上平仁美

合併協議会委員

伊藤敏次郎

合併協議会委員

西村雄史

合併協議会委員

長田芳樹